

HIV 感染防止のための 予防服用マニュアル

令和5年12月

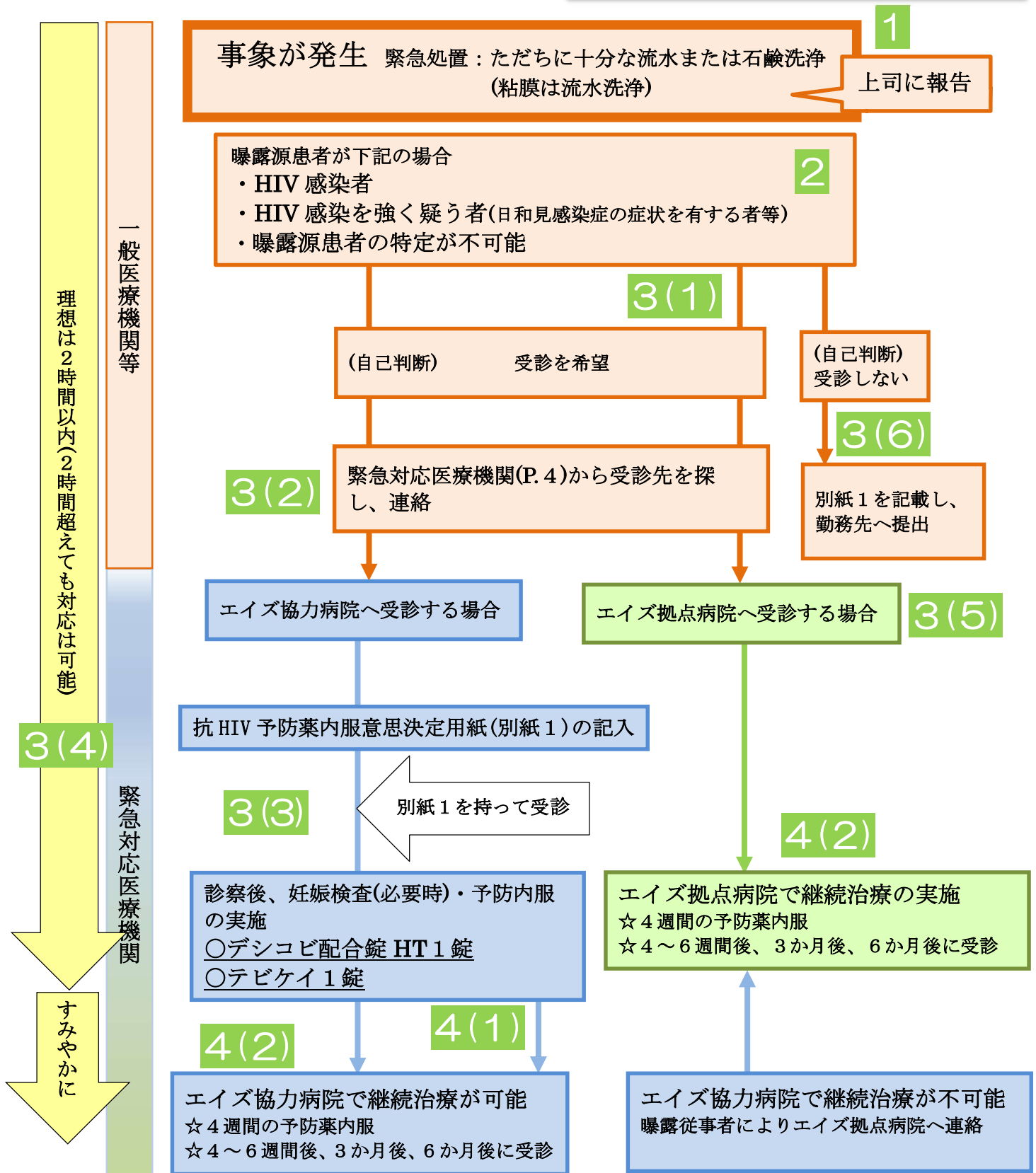
滋賀県

目次

1.	体液曝露後の HIV 感染防止対応の流れ	P.1
1-1	予防服用チャート	P.1
1-2	対応の流れ	P.2
	補足	P.3
2.	緊急対応医療機関	P.4
3.	県の配置薬予防事業について	P.5
3-1	予防薬の配置について	P.5
4.	費用および労災対応について	P.6
5.	別紙	P.10
	(別紙1) 抗 HIV 予防薬内服意思決定書	
	(別紙2) HIV 患者針刺し事故等体液暴露時における緊急受診対応についての意向調査	
	(別紙3) 抗 HIV 予防薬受領届	
	(別紙4) 抗 HIV 予防薬・妊娠検査薬の使用期限について	
	(別紙5) 抗 HIV 予防薬・妊娠検査薬使用報告書	
	問い合わせ先・参考資料	P.16

1-1 予防服用フローチャート

当ページの数字は、前ページの各項目の数字とリンクしています。



1 体液曝露事故後の HIV 感染防止対応の流れ

1-2 対応の流れ

当ページの項目は、次ページのフローチャート内の数字とリンクしています。

1 事象が発生

- (1) 針刺し事故や、鋭利な医療器具による切傷等、皮内への患者の血液の曝露および粘膜や傷のある皮膚への血液等感染性体液を曝露した場合は、被曝露者は直ちに流水と石鹸で十分に洗浄(粘膜の場合は流水のみ)する。
- (2) 被曝露者は、現場責任者や事故担当者等(以下、事故担当者)へ事故の時刻や状況、患者の病状等を報告する。

2 曝露由来患者の感染状況の確認

- (1) 事故担当者は、曝露由来患者の感染症に関する情報を確認し、下記①～③に該当する場合はただちに対応を検討する。
 - (ア) HIV 感染者
 - (イ) HIV 陽性を強く疑う者(日和見感染症の症状を有する者等)
 - (ウ) 曝露源患者の特定が不可能

3 緊急対応医療機関への受診および抗 HIV 予防薬の内服 (参考1)

- (1) 被曝露者は事故担当者と相談し、受診および内服等の対応を検討する。
- (2) 受診・内服を希望する者は『緊急対応医療機関(P.4)』から近隣の医療機関を探し、早急に受診する。
- (3) 受診する場合は、被曝露者本人で『別紙1』を記載し、受診先へ提出する。
- (4) 抗 HIV 予防薬は2時間以内の内服が理想であるが、2時間経過後も内服することは推奨されている。
- (5) 受診先の緊急対応医療機関により内服薬が異なる場合もあるため、受診先の指示に従う。
- (6) 内服を希望しない場合は、被曝露者本人で『別紙1』を記載し、勤務先へ提出する。

4 抗 HIV 予防薬内服後の継続治療

- (1) 内服処方を受けた医療機関において、継続治療が可能か確認する。
- (2) 継続治療先の医療機関は労災保険対応の確認を行い、事務処理を行う。

(参考1)平成11年8月30日健医疾発第90号医薬安第105号

針刺し後の HIV 感染防止体制の整備について

厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長 厚生省医薬安全局安全対策課長

■ 補足

当マニュアルにおける対象は以下のとおりです。(参考2)

	含まれる対象(内容)
被曝者・医療従事者等	HIV 感染性体液への曝露のあった労働者
曝露	針刺し事故、鋭利物による受傷、正常でない皮膚あるいは粘膜への曝露
感染性体液	血液、血性体液、精液、膣分泌物、脳脊髄液、関節液、胸水、腹水、心嚢水、羊水

以下については、外観が非血性であれば感染性なしと考える

・便・唾液・鼻汁・痰・汗・涙・尿

(参考2)国立研究開発法人 国立国際医療研究センター エイズ治療・研究開発センター
血液・体液暴露事故(針刺し事故)発生時の対応

抗 HIV 予防薬は、下記の病院で受け取りまたは処方が可能です。

緊急時は下記医療機関へ電話連絡の上、受診してください。

	病院名 (所在地)	診療時間内連絡先	診療時間外連絡先
エイズ 拠点病院	滋賀医科大学医学部附属病院 (大津市瀬田月輪町)	電話 077-548-2376・077-548-2377 担当 血液内科	
	大津赤十字病院 (大津市長等一丁目 1-35)	平日 9:00~17:00 電話 075-522-4131 担当 血液内科	対応外
	彦根市立病院 (彦根市八坂町 1882)	電話 0749-22-6050	
	滋賀県立総合病院 (守山市守山五丁目 4-30)	平日 8:30~17:15 電話 077-582-5031 担当 血液内科	左記以外 電話 077-582-5031 担当 救急外来
エイズ 協力病院	市立大津市民病院 (大津市本宮二丁目 9-9)	電話 077-525-0299 担当 救急外来	
	公立甲賀病院 (甲賀市水口町松尾 1256)	平日 8:45~17:15 電話 0748-62-0234 担当 内科	左記以外 電話 0748-62-0234 担当 救急外来
	ヴォーリス記念病院 (近江八幡市円山町 927-1)	電話 0748-32-5211 担当 内科	
	東近江総合医療センター (東近江市五智町 255)	平日 8:30~17:15 電話 0748-22-30 担当 内科	対応外
	長浜赤十字病院 (長浜市宮前町 14-7)	電話 0749-63-2111 担当 救命救急センター内科	
	高島市民病院 (高島市勝野 1667)	平日 8:30~17:15 電話 0740-36-8070 担当 地域連携室	左記以外 電話 0740-36-0220 担当 救急受付
	きとうクリニック (長浜市宮司町 1200 番 コープながはま 2 階)	平日 8:30~19:00 土曜 8:30~13:00 電話 0749-65-5100	対応外

迅速な予防薬内服につなげるため、感染症主管課は抗 HIV 予防薬(以下、配置薬という。)を購入し県内のご希望のあったエイズ診療中核拠点病院、エイズ治療拠点病院、エイズ協力病院、その他エイズ診療実績医療機関に配置します。

ご利用に際して費用は要しませんが、緊急内服用ですので被曝者へのお渡しは緊急受診までとします。

県で配置している薬剤(労災適応の薬剤)

デシコビ配合錠 HT 1錠 + テビケイ 1錠 /日

3-1. 配置薬について

感染症主管課は、抗 HIV 予防薬を医薬品卸売販売業者より購入する。(参考3)

感染症主管課は、抗 HIV 予防薬の使用期限の管理を行う。

以下、フローチャートに沿って対応してください。

感染症主管課は HIV 医療等連絡会の中で、予防薬配置事業の説明を行う。

新たに配置薬を希望する医療機関は意向調査(別紙2)を感染症主管課へ提出する。

感染症主管課は、配置希望医療機関へ配置薬を配達する。
その際、受領届(別紙3)を提出する。

(参考1)(参考4)

(参考5)

配置薬・検査薬使用後の医療機関対応

配置薬を利用した医療機関は、
感染症主管課へ使用報告書(別紙5)すみやかに提出する。

配置薬・検査薬における使用期限の対応

感染症主管課は医療機関へ、使用期限のお知らせ(別紙4)を発信する。

医療機関は薬剤や検査薬を適切に廃棄し、別紙4を県へ返送する。

(参考3)薬機法施行規則第138条

(参考4)平成26年3月16日事務連絡
卸売販売業における医薬品の販売等の
相手先に関する考え方について(その2)
厚生労働省医薬食品局総務課

(参考5)平成26年3月18日薬食発0318第4号
薬局医薬品の取り扱いについて
厚生労働省医薬食品局長

下記に、労災保険の取り扱いを記載しておりますので、参考にしてください。

◎平成5年10月29日 基発第619号

C型肝炎、エイズ及びMRSA感染症に罹る労災保険における取扱いについて
厚生労働省労働基準局長（参考6）

◎平成22年9月9日 健疾発0909第1号

労働保険におけるHIV感染症の取り扱いについて(通知)
厚生労働省健康局疾病対策課課長（参考7）

※下記に示されたものが必ずしも適応するとは限りません。

OC型肝炎、エイズ及びMRSA感染症に係る労災保険における取扱いについて（感染症通達）

（平成5年10月29日）（基発第619号）
（各都道府県労働基準局長あて厚生労働省労働基準局長通知）

（略）

1 C型肝炎について

（略）

(3) 労災保険上の取扱い

（略）

イ 血液等に接触した場合の取扱い

（イ）血液等への接触の機会

（略）

(ロ) 療養の範囲

（略）

a 受傷等の後、HCV抗体検査等の検査(受傷等の直後に行われる検査を含む。)が行われた場合には、当該検査結果が、業務上外の認定に当たっての基礎資料として必要な場合もあることから、当該検査は、業務上の負傷に対する治療上必要な検査として保険給付の対象に含めるものとして取り扱うこととするが、当該検査は、医師がその必要性を認めた場合に限られるものである。

なお、受傷等以前から既にHCVに感染していたことが判明している場合のほか、受傷等の直後に行われた検査により、当該受傷等以前からHCVに感染していたことが明らかとなった場合には、その後の検査は療養の範囲には含まれないものである。

□ C型肝炎の発症が確認された場合の取扱い

（略）

2 エイズについて

(略)

(3) 労災保険上の取扱い

エイズについては、現在、HIV 感染が判明した段階で専門医の管理下に置かれ、定期的な検査とともに、免疫機能の状態をみて HIV の増殖を遅らせる薬剤の投与が行われることから、HIV 感染をもって療養を要する状態とみるものである。

したがって、医療従事者等が、HIV の感染源である HIV 保有者の血液等に業務上接触したことに起因して HIV に感染した場合には、業務上疾病として取り扱われるとともに、医学上必要な治療は保険給付の対象となる。

イ 血液等に接触した場合の取扱い

(イ) 血液等への接触の機会

医療従事者等が、HIV に汚染された血液等に業務上接触する機会としては、次のような場合が考えられ、これらは業務上の負傷として取り扱われる。

a HIV に汚染された血液等を含む注射針等(感染性廃棄物を含む。)により手指等を受傷したとき。

b 既存の負傷部位(業務外の事由によるものを含む。)、眼球等に HIV に汚染された血液等が付着したとき。

(ロ) 療養の範囲

a 前記(イ)に掲げる血液等への接触(以下、記の 2 において「受傷等」という。)の後、当該受傷等の部位に洗浄、消毒等の処置が行われた場合には、当該処置は、業務上の負傷に対する治療として取り扱われるものであり、当然、療養の範囲に含まれるものである。

b 受傷等の後に行われた HIV 抗体検査等の検査(受傷等の直後に行われる検査を含む。)については、前記 1 の(3)のイの(ロ)の b と同様に扱う。

c 受傷等の後 HIV 感染の有無が確認されるまでの間に行われた抗 HIV 薬の投与は、受傷等に起因して体内に侵入した HIV の増殖を抑制し、感染を防ぐ効果があることから、感染の危険に対し有効であると認められる場合には、療養の範囲として取り扱う。

ロ HIV 感染が確認された場合の取扱い

(イ) 業務起因性の判断

原則として、次に掲げる要件をすべて満たすものについては、業務に起因するものと判断される。

a HIV に汚染された血液等を取り扱う業務に従事し、かつ、当該血液等に接触した事実が認められること(前記イの(イ)参照)。

b HIV に感染したと推定される時期から 6 週間ないし 8 週間を経て HIV 抗体が陽性と診断されていること(前記(2)のホ参照)。

c 業務以外の原因によるものでないこと。

(ロ) 療養の範囲

前記(イ)の業務起因性が認められる場合であって、HIV 抗体検査等の検査により HIV に感染したことが明らかとなった以後に行われる検査及び HIV 感染症に対する治療については、業務上疾病に対する療養の範囲に含まれるものである。

3 MRSA 感染症について (略)

4 報告等

(1) エイズについて労災保険給付の請求が行われた場合には、「補 504 労災保険の情報の速報」の 1 の(1)の口の(二)に該当する疾病として速やかに本省あて報告すること。

(2) C 型肝炎(他のウイルス肝炎を含む。)、エイズ及び MRSA 感染症に係る事案に関し、その業務起因性について疑義がある場合には、関係資料を添えて本省あて協議すること。

○労災保険における HIV 感染症の取扱いについて(通知)

(平成 22 年 9 月 9 日)(基発 0909 第 1 号)
(都道府県労働局長あて厚生労働省労働基準局長通知)

標記について、平成 5 年 10 月 29 日付け基発第 619 号「C 型肝炎、エイズ及び MRSA 感染症に係る労災保険における取扱いについて」(以下「感染症通達」という。)をもって指示したところであるが、今後、医療従事者等に発生した針刺し事故後、HIV 感染の有無が確認されるまでの期間に行われた抗 HIV 薬の投与については、労災保険の療養の範囲に含めることとし、下記のとおり感染症通達を改正するので、事務処理に当たっては適切に対応されたい。

記

感染症通達の記の 2 の(3)のイの(口)の b の後に次を加える。

○ 受傷等の後 HIV 感染の有無が確認されるまでの間に行われた抗 HIV 薬の投与は、受傷等に起因して体内に侵入した HIV の増殖を抑制し、感染を防ぐ効果があることから、感染の危険に対し有効であると認められる場合には、療養の範囲として取り扱う。

○労災保険における HIV 感染症の取扱いに係る留意点について

(略)

1 局長通達の背景

医療従事者に発生した針刺し事故後の HIV 感染防止に関しては、平成 11 年 8 月 30 日付け健医疾発第 90 号、医薬安第 105 号「針刺し後の HIV 感染防止体制の整備について」で示されている「医療事故後の HIV 感染防止のための予防服用マニュアル」(2007 年 7 月改訂版。国立国際医療センター病院エイズ治療・研究開発センター。以下「マニュアル」という。)及び「抗 HIV 治療ガイドライン」(2010 年 3 月。平成 21 年度厚生労働科学研究費補助事業 HIV 感染症及びその合併症の課題を克服する研究班。以下「ガイドライン」という。)において、HIV に汚染された血液へのばく露後、可及的速やか(可能であれば 2 時間以内)に抗 HIV 薬の投与を開始し、以後 4 週間程度投与を継続することとされている。

当該投与が針刺し事故に際して HIV 感染のリスク軽減を図るための必要な対応として記載されていることにかんがみ、HIV 感染の有無が確認されるまでの期間に行われた抗 HIV 薬の投与を療養の範囲に含めて取り扱うこととしたものである。

2 局長通達の記の「感染の危険に対し有効であると認められる場合」について

(1) 抗 HIV 薬の投与が認められる期間

マニュアル及びガイドラインによれば、針刺し事故等の受傷後、可及的速やか(可能であれば 2 時間以内)に投与することを推奨し、4 週間程度の服用が有効とされていることから、原則として、受傷後 4 週間まで投与を認めるものである。

なお、受傷後 4 週間を超える期間の抗 HIV 薬の請求がなされた場合には、医学的必要性を確認の上判断すること。

(2) 抗 HIV 薬の範囲

療養の範囲に含めるのは、原則として、マニュアル及びガイドラインに記載されている抗 HIV 薬の投与に限るものとする。

なお、具体的な薬剤選択及び投薬量については、マニュアル及びガイドラインの例示を参考に受傷等の程度を踏まえた上で判断すること。

3 その他について

(1) 医療従事者以外の針刺し事故等

マニュアル及びガイドラインは、医療現場における医療従事者に限定したものであるが、HIV に汚染された血液にばく露する可能性のある労働者は医療従事者に限定されるものではないことから、局長通達においては、「医療従事者等」としているものである。

したがって、感染性廃棄物を取り扱う労働者が HIV に汚染された血液等により受傷した場合においても、局長通達は適用されるものである。

(略)

5 別紙

各種様式を載せておりますので、申請時等ご使用ください。

別紙1…抗 HIV 予防薬内服意思決定書

別紙2…HIV 患者針刺し事故等体液曝露時における緊急受診対応についての意向調査

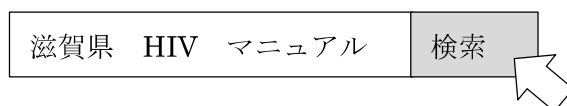
別紙3…抗 HIV 予防薬受領届

別紙4…抗 HIV 予防薬・妊娠検査薬の使用期限について

別紙5…抗 HIV 予防薬・妊娠検査薬使用報告書

※紹介状や診療情報提供書および検査の同意書などは院内のものをご利用ください。

別紙はインターネットからもダウンロードできます。



(別紙1)

抗 HIV 予防薬内服意思決定書

同意ができた項目にはを入れてください。

1 予防内服は次のとおり行います。 <input type="checkbox"/> 事故発生から、できるだけ早く(2時間以内)内服を開始します。 <input type="checkbox"/> 多剤併用療法である <u>2錠(3剤)</u> の内服を行います。 [使用薬：デシコビ配合錠HT+テビケイ] (*)デシコビ配合錠HTは、2剤が含まれています。 <input type="checkbox"/> 緊急内服後はすみやかにエイズ拠点病院へ受診をし、指示を仰いでください
2 HIV感染血液による針刺しなどの職業曝露から、HIVの感染が成立する危険性は非常に低く、次のとおり報告されています。 <input type="checkbox"/> HIV汚染血液の針刺し事故によって感染する確率は、0.3% <input type="checkbox"/> HIV汚染血液の粘膜への曝露によって感染する確率は、0.09%
3 予防内服の効果は次のとおりです。 <input type="checkbox"/> 予防内服により100%感染が防止できるものではありません。 <input type="checkbox"/> 別添の使用薬剤説明書を確認しました。 <input type="checkbox"/> 副作用は非常に少ないが、稀に重大な副作用が報告されています。 <input type="checkbox"/> デシコビ配合錠HTとテビケイはHIV感染妊婦の母子感染予防薬としても推奨されている薬剤です。
4 その他 <input type="checkbox"/> 抗HIV予防薬は、B型肝炎の治療薬として使われているものがあります。B型肝炎の既往がある場合は、専門医の相談が必要です。 <input type="checkbox"/> 予防内服中は避妊が必要となります。 <input type="checkbox"/> 滋賀県において配置している抗HIV薬は、製造会社が推奨していない分包での保管をしています。薬効には大きな影響が出ないよう対応していますが、製造会社の示す効能・効果が得られない場合もあります。

(参考8)抗HIV治療ガイドライン2023年3月

電子添文

デシコビ配合錠HT



テビケイ



説明を十分理解した上で、自らの意思で抗HIV予防薬(3剤併用療法)の内服を、

希望します・希望しません

年 月 日

名前

(勤務先：)

※必ず本人の自署をお願いします。

※この用紙はコピーをし、被曝露者へも渡してください。

※この用紙は院内で保管し、感染症主管課および保健所への提出は不要です。

(別紙2)

HIV 患者針刺し事故等体液曝露時における緊急受診対応の意向調査

年 月 日

(記入者名) _____

(職種・所属) _____

(医療機関名) _____

緊急対応可能時間	いずれかに○
① 診療時間内	
② 24時間365日可能	
③ 対応不可能	

③ 以外に○をされた医療機関は下記にご回答ください

県が購入する抗 HIV 予防薬の配置を希望しますか	いずれかに○
希望する	
希望しない	

医療機関名			
所在地			
メールアドレス			
当事業責任医師	(氏名)		(所属)
当事業責任薬剤師	(氏名)		(所属)
診療時間	平日	: ~ :	
	土日祝日	: ~ :	

	診療時間内	診療時間外(緊急対応可能な場合記入)
担当窓口(科)		
担当電話番号		

この用紙は院内にも保管してください

報告先

滋賀県健康医療福祉部感染症主管課

電話: 077-528-3632 FAX: 077-528-4866

メール: kansen@pref.shiga.lg.jp

(別紙3)

抗 HIV 予防薬受領届

年 月 日

滋賀県健康医療福祉部感染症主管課長 あて

下記薬剤、検査薬を受領いたしましたので報告します。

受領担当者（医療機関名）

（所属）

（氏名）

薬剤・検査薬名	受領数	使用期限
デシコピ配合錠	錠(日分)	年 月
テビケイ錠	錠(日分)	年 月
妊娠検査薬	回分	年 月

配達職員（所属）

（氏名）

報告先

滋賀県健康医療福祉部感染症主管課

電話：077-528-3632 FAX:077-528-4866

メール：kansen@pref.shiga.lg.jp

(別紙4)

滋 〇 〇 第 号
年(20 年) 月 日

エイズ治療中核拠点病院	}	御中
エイズ診療拠点病院		
エイズ協力病院		
エイズ患者診療実績医療機関		

滋賀県〇〇〇
(公印省略)

抗 HIV 予防薬・妊娠検査薬の使用期限について

平素は、本県における HIV 感染症対策の推進につきまして御協力いただき厚く御礼申し上げます。

標題の件につきまして、 年 月 日をもって、●●(薬剤名および妊娠検査薬)の使用期限を迎えます。

つきましては、使用期限が切れましたら院内規則のとおり適切な廃棄をお願いいたします。廃棄をされましたら、下記の廃棄届に必要な事項を記載いただき、当用紙を当課あてご返信お願いいたします。

.....
年 月 日

滋賀県健康医療福祉部感染症主管課長 あて

滋賀県の指示のもと、下記薬剤および検査薬を廃棄しましたので報告します。

廃棄担当者（医療機関名）
（所属）
（氏名）

記

薬剤・検査薬名	廃棄数	残量	廃棄年月日
デシコピ配合錠	錠	錠	年 月 日
テビケイ錠	錠	錠	年 月 日
妊娠検査薬	回分	回分	年 月 日

※当用紙は、院内にも保管お願いします。

報告先
 滋賀県健康医療福祉部感染症主管課
 電話：077-528-3632 FAX:077-528-4866
 メール：kansen@pref.shiga.lg.jp

(別紙5)

抗 HIV 予防薬・妊娠検査薬使用報告書

年 月 日

滋賀県健康医療福祉部感染症主管課長 あて

(報告者)

医療機関名：

担当者：

滋賀県で配置している、抗 HIV 予防薬、妊娠検査薬を下記理由で使用しましたので報告します。

記

使用日	年 月 日
使用者の職種	
使用状況(詳細に)	
受診予定日 医療機関	年 月 日

確認後、チェックしてください。

- 別紙 1 により、内服希望を確認しました。
- 初回投薬を確認しました。

	使用量	残量
デシコビ配合錠 HT	錠	錠
テビケイ	錠	錠
妊娠検査薬	個	個

報告先

滋賀県健康医療福祉部感染症主管課

電話：077-528-3632 FAX:077-528-4866

メール：kansen@pref.shiga.lg.jp

問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部感染症主管課

電話：077-528-3632 FAX:077-528-4866

参考資料

- (参考1) 平成11年8月30日健医疾発第90号医薬安第105号
針刺し後のHIV感染防止体制の整備について
厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長 厚生省医薬安全局安全対策課長
- (参考2) 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター エイズ治療・研究開発センター
血液・体液暴露事故(針刺し事故)発生時の対応
- (参考3) 薬機法施行規則第138条
- (参考4) 平成26年3月16日事務連絡
卸売販売業における医薬品の販売等の相手先に関する考え方について(その2)
厚生労働省医薬食品局総務課
- (参考5) 平成24年3月18日薬食発0318第4号
薬局医薬品の取り扱いについて
厚生労働省医薬食品局長
- (参考6) 平成5年10月29日 基発第619号
C型肝炎、エイズ及びMRSA感染症に罹る労災保険における取扱いについて
厚生労働省労働基準局長
- (参考7) 平成22年9月9日 健疾発0909第1号
労働保険におけるHIV感染症の取り扱いについて(通知)
厚生労働省健康局疾病対策課課長
- (参考8) 抗HIV治療ガイドライン(2023年3月)
HIV感染症および血友病におけるチーム医療の構築と医療水準の向上を目指した
研究班

- HIV感染防止のための予防服用マニュアル(第3版)(令和5年2月)
高知県健康政策部健康対策課

附則

このマニュアルは、令和5年12月1日から施行する